



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 9 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 10 換地処分完了 (農村計画課)
- 11 公共測量の実施 (技術調査課)
- 12 和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 13 道路の区域変更 (道路保全課)
- 14 新道路の供用開始等 (")
- 15 道路の区域変更 (")
- 16 新道路の供用開始等 (")
- 17 道路の区域変更 (")
- 18 新道路の供用開始等 (")
- 19 道路の区域変更 (")
- 20 新道路の供用開始等 (")

- 21 道路の区域変更 (")
- 22 新道路の供用開始等 (")
- 23 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 24 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課)
- 25 交通警察事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)

○ 公告

- 和歌山県労働委員会委員候補者の推薦 (労働企画課)
- 入札公告 (警察本部)

告 示

和歌山県告示第9号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000357	ふれあい工房 居宅介護班	橋本市東家6丁目347番5	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	特定非営利活動法人地域サポートセンター	橋本市市脇1-1-1	平成20.1.1	平成25.12.31
3011000365	ケアセクション伊都	橋本市高野口町名倉234	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児	特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279番4	平成20.1.1	平成25.12.31

和歌山県告示第10号

平成19年12月4日付けで計画認可したかつらぎ町管換地計画(花園中南地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第11号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき橋本市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(固定資産現況調査)

- 2 作業期間 平成19年12月18日から平成20年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市全域

和歌山県告示第12号

平成20年5月1日から平成21年4月30日までの期間において、和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る競争入札に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 工事種別及び業種区分
 - (1) 建設工事

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)

第2条第1項に規定する工事

(2) 測量、建設コンサルタント等業務

測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。)又は破産者で復権を得ないもの

イ 次の(ア)から(オ)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(オ) 上記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者で、これらの開始が決定されていない者

オ 入札参加資格審査申請書又はこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

カ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種の建設業許可を受けていないもの

キ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していないもの

ク 建設工事を希望する者で、審査対象となる総合評定値通知書の審査基準日以前2年間に申請業種に係る完成工事高がないもの

ケ 測量を希望する者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定による登録を受けていない

もの

コ 建築工事の設計、監理を希望する者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)

(イ) 和歌山県独自事項

イ 測量、建設コンサルタント等業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各営業年度の希望する業務区分ごとの年間平均実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成20年2月1日から同年2月15日(和歌山県の休日を含める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く。)までの間の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は県土整備部県土整備政策局技術調査課とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書(県外建設工事業者)

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 県内営業所情報一覧表

(エ) 契約しようとする営業所情報一覧表

(オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(カ) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条に規定する別記様式第1号の別表の写し

(キ) 総合評定値通知書の写し

(ク) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書

(ケ) 法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所を県内に有する場合は、その営業所の外観及び事務所内部の写真

- (コ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (サ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (シ) 平成17年1月1日から平成18年12月31日までの間に法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者は、その処分を受けたことがわかる書面の写し
- (ス) 委任状(代理人を置く場合)
- (セ) 受付票(県外建設工事)
- イ 測量、建設コンサルタント等業務
 - (ア) 入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務業者)
 - (イ) 契約しようとする営業所一覧表
 - (ウ) 業務実績等一覧表
 - (エ) 県内営業所一覧表
 - (オ) 入札希望等一覧表
 - (カ) 技術資格者一覧表
 - (キ) 測量等実績調書
 - (ク) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (ケ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成19年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が県内の者に限る。)
 - (コ) 直近1年の事業年度における財務諸表
 - (サ) 商業登記簿謄本の写し(申請者が法人の場合)
 - (シ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
 - (ス) 現況報告書の副本の写し
 - (セ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
 - (ソ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (タ) (カ)に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書若しくは健康保険厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - b 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
 - c 県外業者で健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項で定める適用事業所でない場合及び県内業者の場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
 - d 県内業者でかつ雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
- (チ) (カ)に記載している資格を有することを証明する書面の写し

- (ツ) 委任状(代理人を置く場合)
- (テ) 受付票(測量・コンサル)
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語等
 - ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出の方法
 - 上記提出時期に持参するか、平成20年2月1日から同年2月15日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類と返信用封筒(返信先住所及び氏名を記入し、切手をはったもの)を書留郵便で郵送すること(平成20年2月15日までの消印のあるものが有効)。
- (5) 申請書類の提出部数
 - 提出部数は、1部とする。
- 4 資格の有効期間等
 - 資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。
 - なお、更新の手続については、後日公示する。
- 5 特例事項
 - 和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

和歌山県告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡上富田町岩田字刃剣2160番1地先から同町岩田字方鹿1892番3地先まで	旧	16.50 } 75.00	476.00	
同上	新	16.50 }	476.00	

		75.00	
--	--	-------	--

和歌山県告示第14号

平成20年和歌山県告示第13号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年1月11日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市学文路字吉岡713番1地内	旧	20.14 } 23.14	11.54	
同上	新	18.48 } 22.55	11.54	

和歌山県告示第16号

平成20年和歌山県告示第15号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年1月11日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市下川上445番2地先から同市下川上414番3地先まで	旧	4.90 } 22.50	66.60	
同上	新	9.00 } 35.60	49.00	

和歌山県告示第18号

平成20年和歌山県告示第17号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年1月11日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市稲成町1915番29地先から同市稲成町1915番93地先まで	旧	5.00 } 10.00	70.19	
同上	新	7.30 } 15.90	70.19	

和歌山県告示第20号

平成20年和歌山県告示第19号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年1月11日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 白浜久木線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長 メートル	備 考
		メートル	メートル		
西牟婁郡白浜町庄川139番1地先から同町庄川139番5地先まで	旧	13.00	}	8.10	
		15.50			
同上	新	13.00	}	8.10	
		15.50			

和歌山県告示第22号

平成20年和歌山県告示第21号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年1月11日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第23号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2902	新宮市新宮字石ヶ坪2119-30、2119-49、2121-5の一部、2133-4の一部、2121-3の一部、2133-1の一部、2132	愛知県名古屋市中熱田区金山町1丁目9番17号 名翔土地建物株式会社 代表取締役 鈴木規高	平成19.12.26	6.00	123.595
				5.00	34.777
				6.00	~ 31.354
				4.00	

ア 業務処理場所及び配置人員

業務処理場所	配置人員	業務処理場所	配置人員	業務処理場所	配置人員
橋本警察署	3名	海南警察署	2名	串本警察署	2名
妙寺警察署	2名	有田警察署	2名	新宮警察署	2名

の一部、2131
の一部、213
6-1の一部、2
138の一部、2
144-8の一部
、2160-11の
一部、2160-9
の一部、216
0-10の一部、
2154-1の一部
、里道

和歌山県告示第24号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成20年1月28日(月)午後1時から
- 2 場所 和歌山県和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館 防災対策室C
- 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)

- (1) 商号 株式会社幸福建設
- (2) 代表者氏名 代表取締役 金沢公英
- (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市太田479-3
- (4) 免許証番号 和歌山県知事(2)第3214号
- (5) 免許年月日 平成15年12月8日

和歌山県告示第25号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
交通警察事務委託業務
- (2) 業務内容
交通警察事務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 業務処理場所等

岩出警察署	4名	湯浅警察署	2名	交通センター	6名
和歌山東警察署	4名	御坊警察署	3名	田辺運転免許センター	2名
和歌山西警察署	3名	田辺警察署	2名	新宮運転免許センター	1名
和歌山北警察署	3名	白浜警察署	2名	合計	45名

イ 業務処理日

業務処理日は次のとおりとする。

(ア) 各警察署

和歌山県の休日等を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日とする。

(イ) 交通センター

土曜日、国民の祝日を定める法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とする。

(ウ) 田辺運転免許センター及び新宮運転免許センター

県の休日を除く日とする。ただし、毎月の日曜日のうち1日は業務処理を行うこととし、他の業務処理日のうち2日は、午前又は午後の業務処理とする。

ウ 業務処理時間

(ア) 各警察署における業務処理時間は、1日8時間とする。

(イ) 各センターの業務処理時間は、1日6時間とする。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人で、平成20年1月1日(金)現在において、次に掲げる(1)から(6)までのすべての要件を満たすものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年1月11日(金)から平成20年1月25日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年1月25日(金)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階 第2教室

(2) 日時

平成20年1月18日(金)午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成20年1月11日(金)から平成20年1月25日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110(内線248)

ファクシミリ番号 073-473-7824

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年2月5日(火)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年2月6日(水)までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年2月8日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。したがって、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第2項に規定する一般職に属する国家公務員、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第4項に規定する職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員が組織する労働組合は、当該資格を有しない。ただし、一般職に属する地方公務員であっても地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員が組織する労働組合は、推薦す

る資格を有するものとする。

2 推薦される者の資格

使用者委員又は労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの委員の候補者に推薦される者の資格を有しないものとする。

- (1) 労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法、地方公務員法、国会法(昭和22年法律第79号)等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。
- (2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成20年1月11日から平成20年2月20日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部労働政策局労働企画課

入 札 公 告

交通警察事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成20年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度
- (2) 業務の名称
交通警察事務委託業務
- (3) 業務の内容
ア 運転免許事務の補助等業務
イ 自動車保管場所証明事務
(ア) 自動車保管場所調査事務
(イ) 自動車保管場所電算入力等関係事務
(ウ) 自動車保管場所標章関係事務
その他詳細については、仕様書による。
- (4) 契約期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間
- (5) 入札金額

年間総金額で入札することとする。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第25号に規定する交通警察事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市西1番地
和歌山県警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)
電話番号 073-473-0110
ファクシミリ番号 073-473-7824
- (2) 期間
平成20年1月11日(金)から平成20年1月25日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。
- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 日時
3の(2)に同じ。
- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成20年1月25日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市西1番地 交通センター 3階 第2教室
- (2) 日時
平成20年1月18日(金)午後2時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市西1番地 交通センター 3階 第2教室
- イ 入札日時
平成20年2月15日(金)午後2時
- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす

る。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、交通規制課及び和歌山県警察本部交通部運転免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい

て、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)